

令和6年12月2日に



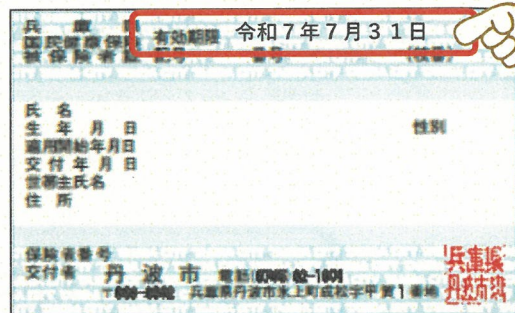
保険証が廃止されます

ただし、

お手元の保険証は、令和6年12月2日以降も、保険証の有効期限まで、使用することができます。

注意！

保険証を紛失された場合、
令和6年12月2日以降は再発行が
できません。



令和6年12月1日までは・・・

医療機関に受診される場合は、



「保険証」

又は



「マイナ保険証」

を使用してください。

令和6年12月2日以降に、 医療機関を受診するには？



医療機関に、下記のうち

どれかを持参してください。

①マイナ保険証



- ・ 医療機関の窓口で、マイナ保険証を利用してください。

※マイナ保険証を利用できない医療機関の受診を予定される場合は、
お問合せください。

【お問合せ先】丹波市役所市民課国保年金係 ☎0795-82-6690（直通）

②有効な保険証



- ・ 医療機関の窓口で、有効期限の切れていない
保険証を提示してください。

③資格確認書

資格確認書

- ・ 医療機関の窓口で、資格確認書を提示してください。

※「資格確認書」は、有効な保険証をお持ちでない方で、
マイナ保険証をお持ちでない方、マイナ保険証を無くされた方
などに令和6年12月2日以降に発行します。